(公社) 砂防学会における出版に関するガイドライン

(公社) 砂防学会の主催するシンポジウムや研究会(研究助成、受託研究等)等研究活動に関する成果について、会員はもとより一般に広く提供するために砂防学会または会員がその成果またその一部を出版することが望ましい。ここでは、(公社)砂防学会をもとにした研究活動などに関わって、(公社)砂防学会または会員が出版を希望する場合のガイドラインを示すものである。

1 適用

本ガイドラインは次の範囲に関連して出版する場合に適用する。

- 1)シンポジウム等
- 2) 研究開発助成の成果
 - (1)研究会
 - (2) ワークショップ
 - (3) その他
- 3) 受託研究(業務)の成果
- 4) 学会誌の講座、シリーズなどの関連記事
- 5) 砂防学会の出版企画のもの
- 6) その他(公社)砂防学会が関与したもの

2. 出版の形態

出版の形態の原則は以下のとおりとし、下記3で示す手続きによって決定する。

1)シンポジウム等

(公社) 砂防学会のシンポジウムや研究会などの概要集、資料などを母体として出版する場合には、原則として、(公社) 砂防学会編、(公社) 砂防学会 ○○研究会編などとして出版するとともに、砂防学会との関係を明記するものとする。

2) 研究開発助成の成果

ワークショップなどの成果を出版する場合には、出版物の中で砂防学会の助 成を受けた旨を明示することとする。

3) 受託研究(業務)の成果

(公社)砂防学会が受託した研究(業務)の成果又はそれと関連して出版する場合には、委託者の了解をえた上で、原則として、(公社)砂防学会編、(公社)砂防学会○○研究会編などとして出版するとともに、出版物に委託者及び

砂防学会との関係を明記するものとする。

4) 学会誌の講座、シリーズなどの連載記事

砂防学会誌の講座、シリーズなどの連載記事を編集して出版する場合には、原則として、(公社)砂妨学会編集、(公社)砂防学会〇〇研究会編集などとするとともに、砂防学会誌との関係を明記するものとする。

なお、版権に関する事項は、編集部で別途定める規定によるものとする。

例)この内容は、砂防学会誌Vol. No. からVol. No. に掲載された 講座「OOOO」に、加筆、修正して、編集したものである。

5) 学会の出版企画のもの

砂防学講座のように、(公社)砂防学会が出版を企画のものについては、そ の編集方針によるものとする。

6) その他

上記1)~5)の複合しているもの、またはその他(公社)砂防学会が関係している考えられるものについては、そのつど、出版希望者は総務部会へ出版の意向を伝えるものとする。総務部会は関係部会と協議をして主務部会を決定する。主務部会は上記1)~5)に準じて出版形態を決定するものとする。

3. 手続き

上記1に示した適用範囲に関連して出版しようとする者は、次に示した手続きにより (公社) 砂防学会と協議して上記2で示した出版の形態を決定するものとする。

1)関係部会との協議

出版を希望する者は次の手続きで関係部会と協議しなければならない。協議を受けた部会はできるだけ速やかに方針を出版希望者に示し、相互の理解の上、上記2で示した出版形態の考え方を整理するものとする。なお、協議を受けた部会は、上記1に示した適用範囲に関連して出版される他の者との整合を図るため各部会と協議するものとする。

2) 承認及び報告

1)で協議の整ったものについて、関係部会長は拡大部会長・幹事会で承認を得るものとする。承認を得たものについては、関係部会長から理事会において報告するものとする。

3) 手順

- (1) シンポジウム
 - ①出版希望者は(公社)砂防学会総務部会(以下「総務部会」と言う)に出版 の意向を申し出る。
 - ②総務部会は関係する部会と協議して他の出版形態との整合を図る。
 - ③出版希望者及び総務部会は相互の理解の上、出版形態の考え方を整理する。
 - ④総務部会は、拡大部会長・幹事会において出版の趣旨・経緯などを説明し出 版形態の承認を得るものとする。
 - ⑤総務部会は、速やかに出版希望者に通知するものとする。
 - ⑥総務部会は、理事会において報告するものとする。

(2) 研究開発助成の成果

- ①出版希望者は(公社)砂防学会研究開発部会(以下「研究開発部会」と言う) に出版の意向を申し出る。
- ②研究開発部は、出版形態などを検討したのち部長が承認し、出版希望者に通知するとともに、理事会に報告する。

(3) 受託業務の成果

- ①出版希望者は、(公社)砂防学会事業部会(以下「事業部会jと言う)に出版の意向を申し出る。
- ②事業部会は、関係する部会と協議して、他の出版形態との整合を図る。
- ③事業部会は、(公社)砂防学会事務局(以下「事務局」と言う)を介して委託者に使用願等の申請を行う。
- ④事務局は、委託者からの成果品の使用上の取扱条件を事業部会に明示する。
- ⑤事業部会は出版希望者に委託者からの成果品の使用上の取得条件を伝え、順 守するための書類を作成する。
- ⑥以下「(1)シンポジュウムの③~⑥の手続き」 に準じて処理する。

(4) 学会誌シリーズなどの連載記事

- ①出版希望者は編集部会に出版の意向を申し出る。
- ②編集部会は関係すると考えられる部会(総務部会、研究開発部会、事業部会、その他)と協議して取扱を出版提案者に伝える。
- ③以下「(1)シンポジュウムの③~⑥の手続き」に準じて処理する。

(5) 学会の出版企画のもの

編集方針によるものとする。

- (6) その他(公社)砂防学会が関与したもの
- ①出版希望者は総務部会と出版の意向を伝える。
- ②総務部会は、関係している部会と協議し、主務部会を決める。
- ③主務部会は上記(1)~(4)に準じて対応する。

4. (公社) 砂防学会及び出版希望者の権利

原稿料(印税を含む)、監修費などについては次の範囲で、出版希望者と学会の間で 協議してきめる。

なお、適用の範囲の「(5)砂防学会の出版企画のもの」 については、その編集方針によるものとする。

- 出版希望者 (原稿料等)
- 学会(監修費)

また、ワークショップ成果については、本項を適用しない。

5. その他

その他、ここに記載されていないことによって、(公社)砂防学会及び出版希望者の 双方又はどちらか一方に疑義が生じた場合には、(公社)砂防学会総務部と出版希望者 が協議する。

6. 付則

このガイドラインの改正が生じた場合には、関係部会の提案により拡大部会長・幹事会の承認を得て行うものとする。

このガイドラインは、平成11年10月12日より施行する。

付則

このガイドラインは平成25年4月1日より施行する。